

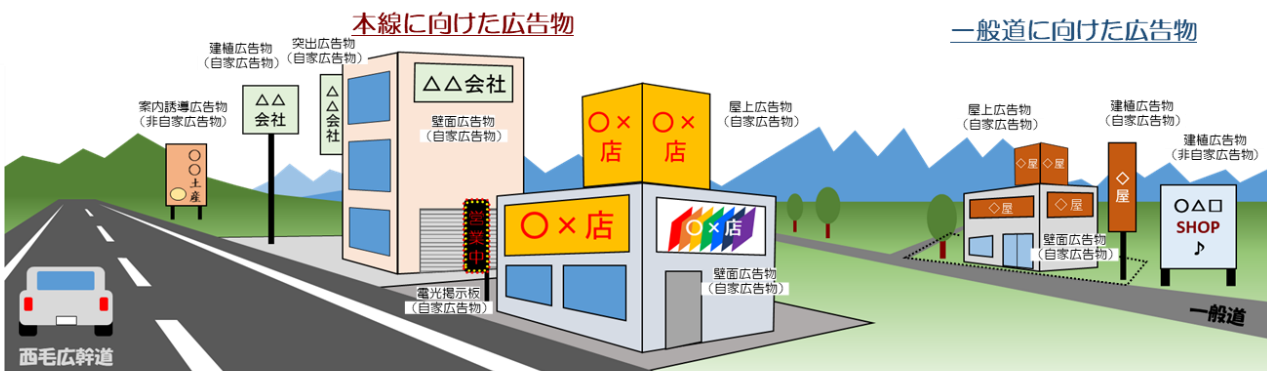
西毛広域幹線道路景観誘導地域における許可基準の特例

(1) 許可基準の特例の概要

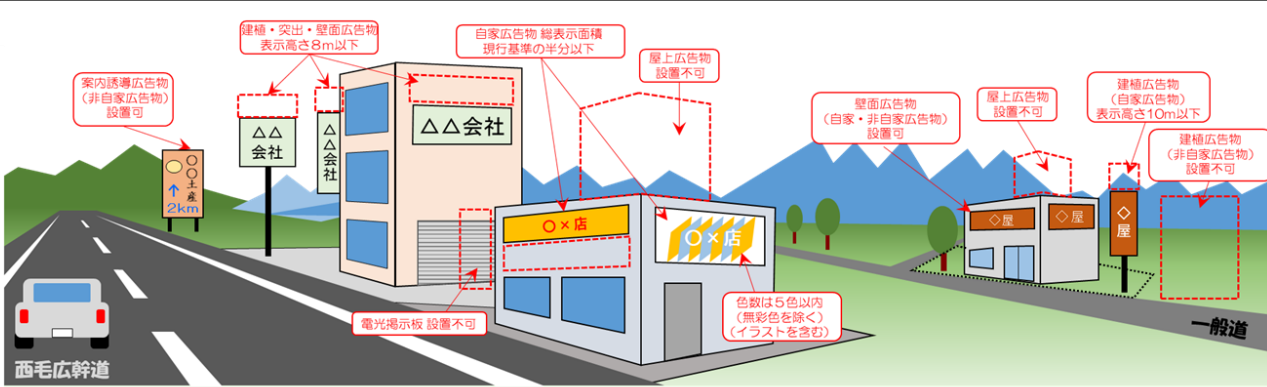
西毛広域幹線道路（安中工区）

県道下里見安中線（安中市下秋間）～国道18号（安中市安中） 延長 約1.9km

- ・景観誘導地域を指定しない場合
※広告物の乱立などにより、本線からの眺望景観を阻害する恐れあり



- ・西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制
※広告物の規模や種類、色彩などを規制して、本線からの良好な景観の形成が図れる



【経過措置】

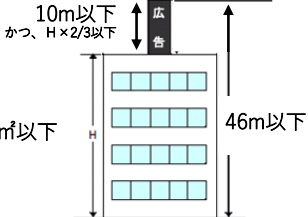
新たな規制内容により、既存不適格となる屋外広告物は、当該広告物を変更又は改造しようとする時まで、引き続き設置可能とする。

規制範囲	本線中心線から 両側100m (※1)
	※ただし、本線から展望出来ない地域は 除く
屋外広告物	本線に向けて設置する屋外広告物は、原則 設置不可 ※ただし、規則に定める規制内容に則った 広告物は設置可
主な規制内容	○建植広告物：高さ8m以下
	○屋上広告物：設置不可
	○電光掲示板：設置不可
	○色数：5色以内
	○総表示面積：現行基準の半分以下
	○壁面・突出広告物： 表示高さ8m以下
	○案内誘導広告物（非自家広告物）： 高さ5m以下

※1：群馬県屋外広告物条例で定める禁止地域の指定範囲
「指定する国道や県道の両側100m」を参考

(2) 個別許可基準

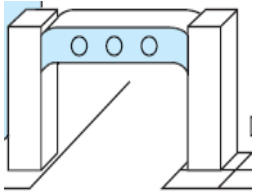
①本線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制																																
		現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区																															
規制範囲	—	本線中心線から両側100m以内																																
総表示面積	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">一般の施設の場合</th> <th>100㎡以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">商業施設等</td> <td rowspan="5">延床面積</td> <td>2千㎡未満</td> <td>100㎡以下</td> </tr> <tr> <td>2千㎡以上 5千㎡未満</td> <td>150㎡以下</td> </tr> <tr> <td>5千㎡以上 10千㎡未満</td> <td>200㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10千㎡以上 15千㎡未満</td> <td>250㎡以下</td> </tr> <tr> <td>15千㎡以上</td> <td>300㎡以下</td> </tr> </tbody> </table>	一般の施設の場合			100㎡以下	商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下	2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下	5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下	10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下	15千㎡以上	300㎡以下	現況基準の半分 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">一般の施設の場合</th> <th>50㎡以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">商業施設等</td> <td rowspan="5">延床面積</td> <td>2千㎡未満</td> <td>50㎡以下</td> </tr> <tr> <td>2千㎡以上 5千㎡未満</td> <td>75㎡以下</td> </tr> <tr> <td>5千㎡以上 10千㎡未満</td> <td>100㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10千㎡以上 15千㎡未満</td> <td>125㎡以下</td> </tr> <tr> <td>15千㎡以上</td> <td>150㎡以下</td> </tr> </tbody> </table>	一般の施設の場合			50㎡以下	商業施設等	延床面積	2千㎡未満	50㎡以下	2千㎡以上 5千㎡未満	75㎡以下	5千㎡以上 10千㎡未満	100㎡以下	10千㎡以上 15千㎡未満	125㎡以下	15千㎡以上	150㎡以下
一般の施設の場合			100㎡以下																															
商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下																															
		2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下																															
		5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下																															
		10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下																															
		15千㎡以上	300㎡以下																															
一般の施設の場合			50㎡以下																															
商業施設等	延床面積	2千㎡未満	50㎡以下																															
		2千㎡以上 5千㎡未満	75㎡以下																															
		5千㎡以上 10千㎡未満	100㎡以下																															
		10千㎡以上 15千㎡未満	125㎡以下																															
		15千㎡以上	150㎡以下																															
色彩等	規制なし	○色数5色以内 ・無彩色を除く ・色数にはイラストを含む ※写真は広告面の1/2以内																																
光源の点滅	規制なし	不可																																
屋上広告物	表示面積：一面25㎡以下 	設置不可																																

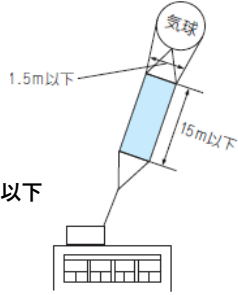
①本線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区
壁面広告物	<p>壁面 (H×W) の1/3以下かつ、広告物1面25㎡以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない</p>	<p>壁面 (H×W) の1/3以下かつ、広告物1面25㎡以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるものは表示できない</p> <p>高さ8m以下</p>
突出広告物	<p>1.5m以下 1.5m以下</p> <p>車道 4.7m以上</p> <p>歩道 3.0m以上</p>	<p>1.5m以下 1.5m以下</p> <p>車道 4.7m以上</p> <p>歩道 3.0m以上</p> <p>高さ8m以下</p>
建植広告物 (広告板・広告塔)	<p>表示面積：一面15.0㎡以下</p> <p>高さ13m以下</p>	<p>表示面積：一面15.0㎡以下</p> <p>高さ8m以下</p>

①本線に向けて設置する自家広告物

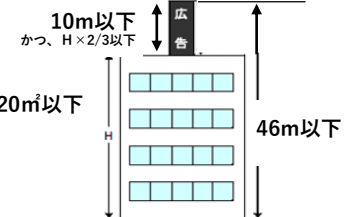
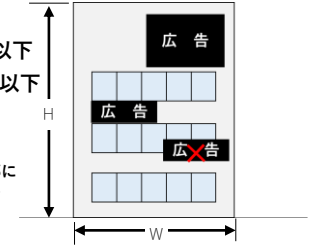
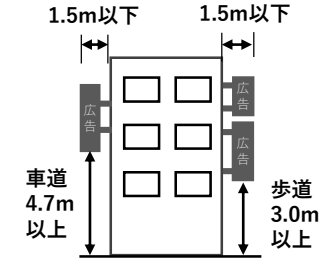
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制																												
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区																												
電光掲示板等	<p>○建築物及び建築物敷地を利用するもの</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>建植する場合</td> <td>5 m以下</td> </tr> <tr> <td>建植以外</td> <td>7 m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表示面積</td> <td colspan="2">道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面 3 m²以下かつ合計6 m²以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〃 5 m以上10m未満の場合 1面 6 m²以下かつ合計12m²以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〃 10m以上の場合 1面12m²以下かつ合計24m²以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 m²以下かつ合計6 m²以下</td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td colspan="2">交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積 1 m²以下のものは可)</td> </tr> </table> <p>○空地に建植するもの</p> <table border="1"> <tr> <td>高さ</td> <td colspan="2">5 m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表示面積</td> <td colspan="2">道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〃 10m以上の場合 1面 6 m²以下かつ合計12m²以下</td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td colspan="2">交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。</td> </tr> </table>	高さ	建植する場合	5 m以下	建植以外	7 m以下	表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面 3 m ² 以下かつ合計6 m ² 以下		〃 5 m以上10m未満の場合 1面 6 m ² 以下かつ合計12m ² 以下		〃 10m以上の場合 1面12m ² 以下かつ合計24m ² 以下		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 m ² 以下かつ合計6 m ² 以下		表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積 1 m ² 以下のものは可)		高さ	5 m以下		表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可		〃 10m以上の場合 1面 6 m ² 以下かつ合計12m ² 以下		表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。		設置不可
高さ	建植する場合		5 m以下																											
	建植以外	7 m以下																												
表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面 3 m ² 以下かつ合計6 m ² 以下																													
	〃 5 m以上10m未満の場合 1面 6 m ² 以下かつ合計12m ² 以下																													
	〃 10m以上の場合 1面12m ² 以下かつ合計24m ² 以下																													
	建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 m ² 以下かつ合計6 m ² 以下																													
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積 1 m ² 以下のものは可)																													
高さ	5 m以下																													
表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可																													
	〃 10m以上の場合 1面 6 m ² 以下かつ合計12m ² 以下																													
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。																													
アーチ広告物	<p>下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上</p> 	設置不可																												

①本線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制
		現況基準
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	<p>広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下</p> 	設置不可

※その他の広告物は、従前の許可基準に従う。

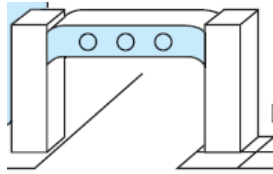
②本線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区
規制範囲	—	本線中心線から両側100m以内
屋上広告物	<p>10m以下 かつ、$H \times 2/3$以下</p> <p>表示面積：一面20㎡以下</p> 	設置不可
壁面広告物	<p>壁面 ($H \times W$) の1/3以下 かつ、広告物1面20㎡以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるとは表示できない</p> 	設置不可
突出広告物	<p>1.5m以下 1.5m以下</p> <p>車道 4.7m以上</p> <p>歩道 3.0m以上</p> 	設置不可

②本線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制																																								
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区																																								
建植広告物 (広告板・広告塔)	<p>○道路沿線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路からの距離</th> <th>高さ</th> <th>一面面積</th> <th>合計面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5m未満</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> </tr> <tr> <td>5m～10m未満</td> <td>5m</td> <td>3.3㎡</td> <td>6.6㎡</td> </tr> <tr> <td>10m～20m未満</td> <td>5m</td> <td>7㎡</td> <td>14㎡</td> </tr> <tr> <td>20m～30m未満</td> <td>5m</td> <td>15㎡</td> <td>30㎡</td> </tr> <tr> <td>30m～40m未満</td> <td>7m</td> <td>20㎡</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td>40m以上</td> <td>10m</td> <td>30㎡</td> <td>60㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>○鉄道沿線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道からの距離</th> <th>高さ</th> <th>一面面積</th> <th>合計面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50m未満</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> </tr> <tr> <td>50m以上</td> <td>10m</td> <td>30㎡</td> <td>60㎡</td> </tr> </tbody> </table>	道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積	5m未満	設置不可	設置不可	設置不可	5m～10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	10m～20m未満	5m	7㎡	14㎡	20m～30m未満	5m	15㎡	30㎡	30m～40m未満	7m	20㎡	40㎡	40m以上	10m	30㎡	60㎡	鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積	50m未満	設置不可	設置不可	設置不可	50m以上	10m	30㎡	60㎡	設置不可
道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積																																							
5m未満	設置不可	設置不可	設置不可																																							
5m～10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡																																							
10m～20m未満	5m	7㎡	14㎡																																							
20m～30m未満	5m	15㎡	30㎡																																							
30m～40m未満	7m	20㎡	40㎡																																							
40m以上	10m	30㎡	60㎡																																							
鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積																																							
50m未満	設置不可	設置不可	設置不可																																							
50m以上	10m	30㎡	60㎡																																							
建植広告物 (案内誘導広告物)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>表示面積</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一面3.3㎡、合計6.6㎡（表裏で） 集合で表示する場合は、一面10㎡以下（一つの目的地の公告は3.3㎡以下）、合計20㎡以下 </td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>5m以下</td> </tr> <tr> <td>範囲及び個数</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 </td> </tr> <tr> <td>表示内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 </td> </tr> <tr> <td>交差点からの距離等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 施設や場所への誘導を目的としていること 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以上であること </td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td>道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと</td> </tr> <tr> <td>色彩等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>光源の点滅</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 一面3.3㎡、合計6.6㎡（表裏で） 集合で表示する場合は、一面10㎡以下（一つの目的地の公告は3.3㎡以下）、合計20㎡以下 	高さ	5m以下	範囲及び個数	<ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 	交差点からの距離等	<ul style="list-style-type: none"> 施設や場所への誘導を目的としていること 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以上であること 	表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと	色彩等	-	光源の点滅	-	<p>色彩等：色数5色以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無彩色を除く ・色数にはイラストを含む <p>※写真は広告面の1/2以内</p> <p>光源の点滅：不可</p> <p>※上記以外は現況基準と同じ</p>																								
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 一面3.3㎡、合計6.6㎡（表裏で） 集合で表示する場合は、一面10㎡以下（一つの目的地の公告は3.3㎡以下）、合計20㎡以下 																																									
高さ	5m以下																																									
範囲及び個数	<ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 																																									
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 																																									
交差点からの距離等	<ul style="list-style-type: none"> 施設や場所への誘導を目的としていること 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以上であること 																																									
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと																																									
色彩等	-																																									
光源の点滅	-																																									

②本線に向けて設置する非自家広告物

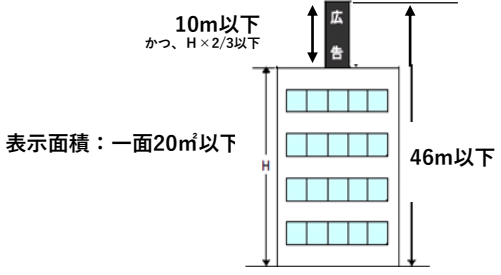
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制																												
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区																												
電光掲示板等	<p>○建築物及び建築物敷地を利用するもの</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>建植する場合</td> <td>5 m以下</td> </tr> <tr> <td>建植以外</td> <td>7 m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表示面積</td> <td colspan="2">道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3 m²以下かつ合計6 m²以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〃 5 m以上10m未満の場合 1面6 m²以下かつ合計12m²以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〃 10m以上の場合 1面12m²以下かつ合計24m²以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 m²以下かつ合計6 m²以下</td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td colspan="2">交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1 m²以下のものは可)</td> </tr> </table> <p>○空地に建植するもの</p> <table border="1"> <tr> <td>高さ</td> <td colspan="2">5 m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表示面積</td> <td colspan="2">道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〃 10m以上の場合 1面6 m²以下かつ合計12m²以下</td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td colspan="2">交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。</td> </tr> </table>	高さ	建植する場合	5 m以下	建植以外	7 m以下	表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3 m ² 以下かつ合計6 m ² 以下		〃 5 m以上10m未満の場合 1面6 m ² 以下かつ合計12m ² 以下		〃 10m以上の場合 1面12m ² 以下かつ合計24m ² 以下		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 m ² 以下かつ合計6 m ² 以下		表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1 m ² 以下のものは可)		高さ	5 m以下		表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可		〃 10m以上の場合 1面6 m ² 以下かつ合計12m ² 以下		表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。		設置不可
高さ	建植する場合		5 m以下																											
	建植以外	7 m以下																												
表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3 m ² 以下かつ合計6 m ² 以下																													
	〃 5 m以上10m未満の場合 1面6 m ² 以下かつ合計12m ² 以下																													
	〃 10m以上の場合 1面12m ² 以下かつ合計24m ² 以下																													
	建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3 m ² 以下かつ合計6 m ² 以下																													
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1 m ² 以下のものは可)																													
高さ	5 m以下																													
表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可																													
	〃 10m以上の場合 1面6 m ² 以下かつ合計12m ² 以下																													
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。																													
アーチ広告物	<p>下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上</p> 	設置不可																												

②本線に向けて設置する非自家広告物

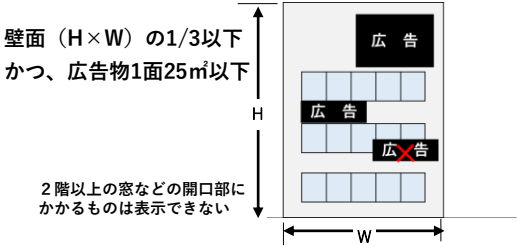
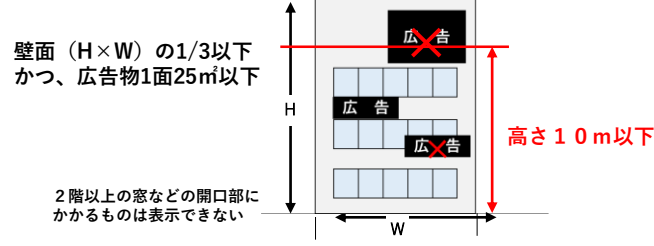
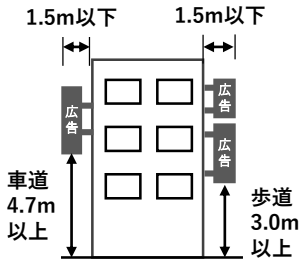
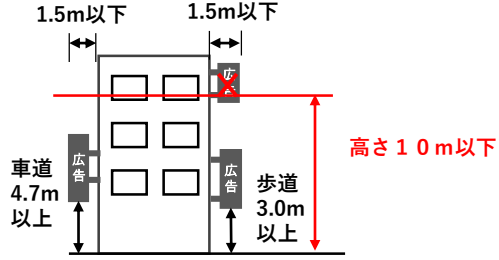
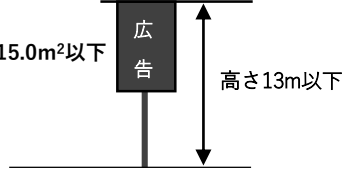
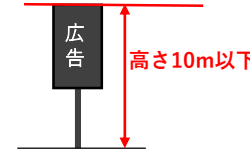
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制																																	
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区																																	
電柱広告物	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">袖付 広告物</td> <td>高さ</td> <td>車道上</td> <td>地面から4.7m以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>地面から3m以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出幅</td> <td colspan="2">0.6m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長さ</td> <td colspan="2">1.2m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表示方法</td> <td colspan="2">歩車道の区別のある道路では、歩道側に 取り付けること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td colspan="2">1個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">巻付 広告物</td> <td>高さ</td> <td colspan="2">1.2m以上</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td colspan="2">1.5m以下</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td colspan="2">2個以下</td> </tr> </table>	袖付 広告物	高さ	車道上	地面から4.7m以上		その他	地面から3m以上		出幅	0.6m以下			長さ	1.2m以下			表示方法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に 取り付けること			個数	1個		巻付 広告物	高さ	1.2m以上		長さ	1.5m以下		個数	2個以下		設置不可
袖付 広告物	高さ		車道上	地面から4.7m以上																															
		その他	地面から3m以上																																
	出幅	0.6m以下																																	
	長さ	1.2m以下																																	
	表示方法	歩車道の区別のある道路では、歩道側に 取り付けること																																	
	個数	1個																																	
巻付 広告物	高さ	1.2m以上																																	
	長さ	1.5m以下																																	
	個数	2個以下																																	
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	<p>広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下</p> 	設置不可																																	

※その他の広告物は、設置不可

③一般線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制															
		現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区														
規制範囲	—	本線中心線から両側100m以内															
総表示面積	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">一般の施設の場合</td> <td>100㎡以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">商業施設等</td> <td rowspan="5">延床面積</td> <td>2千㎡未満</td> <td>100㎡以下</td> </tr> <tr> <td>2千㎡以上 5千㎡未満</td> <td>150㎡以下</td> </tr> <tr> <td>5千㎡以上 10千㎡未満</td> <td>200㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10千㎡以上 15千㎡未満</td> <td>250㎡以下</td> </tr> <tr> <td>15千㎡以上</td> <td>300㎡以下</td> </tr> </table>	一般の施設の場合		100㎡以下	商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下	2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下	5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下	10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下	15千㎡以上	300㎡以下	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">現況基準と同じ</div>
一般の施設の場合		100㎡以下															
商業施設等	延床面積	2千㎡未満	100㎡以下														
		2千㎡以上 5千㎡未満	150㎡以下														
		5千㎡以上 10千㎡未満	200㎡以下														
		10千㎡以上 15千㎡未満	250㎡以下														
		15千㎡以上	300㎡以下														
色彩等	規制なし	規制なし															
光源の点滅	規制なし	規制なし															
屋上広告物	<p>10m以下 かつ、$H \times 2/3$以下</p>  <p>表示面積：一面20㎡以下</p>	設置不可															

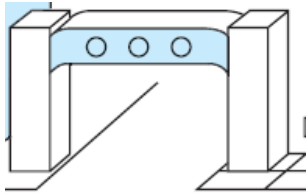
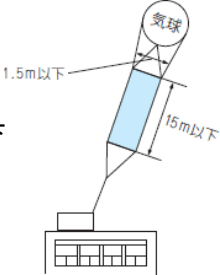
③一般線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区
壁面広告物	<p>壁面 (H×W) の1/3以下 かつ、広告物1面25㎡以下</p>  <p>2階以上の窓などの開口部 にかかるものは表示できない</p>	<p>壁面 (H×W) の1/3以下 かつ、広告物1面25㎡以下</p>  <p>高さ10m以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部 にかかるものは表示できない</p>
突出広告物	 <p>1.5m以下 1.5m以下</p> <p>車道 4.7m 以上</p> <p>歩道 3.0m 以上</p>	 <p>1.5m以下 1.5m以下</p> <p>車道 4.7m 以上</p> <p>歩道 3.0m 以上</p> <p>高さ10m以下</p>
建植広告物 (広告板・広告塔)	<p>表示面積：一面15.0㎡以下</p>  <p>高さ13m以下</p>	<p>表示面積：一面15.0㎡以下</p>  <p>高さ10m以下</p>

③一般線に向けて設置する自家広告物

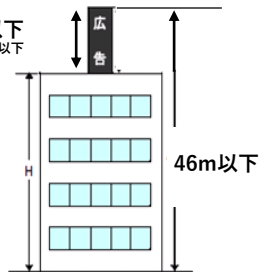
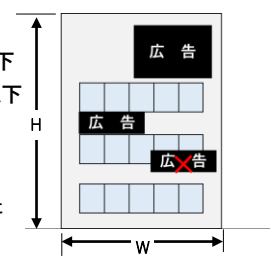
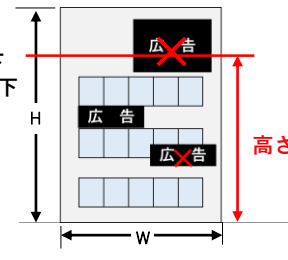
項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制	
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区	
電光掲示板等	○建築物及び建築物敷地を利用するもの		
	高さ	建植する場合	5 m以下
		建植以外	7 m以下
	表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3㎡以下かつ合計6㎡以下	
		〃 5 m以上10m未満の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下	
		〃 10m以上の場合 1面12㎡以下かつ合計24㎡以下	
		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3㎡以下かつ合計6㎡以下	
	表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)	
	○空地に建植するもの		
	高さ	5 m以下	
表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可		
	〃 10m以上の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下		
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。		
		設置不可	

③一般線に向けて設置する自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区
アーチ広告物	<p>下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上</p> 	設置不可
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	<p>広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下</p> 	設置不可

※その他の広告物は、従前の基準に従う。

④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区
規制範囲	—	本線中心線から両側100m以内
色彩等	規制なし	規制なし
光源の点滅	規制なし	規制なし
屋上広告物	<p>10m以下 かつ、$H \times 2/3$以下</p> <p>表示面積：一面20m^2以下</p> 	設置不可
壁面広告物	<p>壁面 ($H \times W$) の$1/3$以下 かつ、広告物1面20m^2以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるとは表示できない</p> 	<p>壁面 ($H \times W$) の$1/3$以下 かつ、広告物1面3.3m^2以下</p> <p>高さ10m以下</p> <p>2階以上の窓などの開口部にかかるとは表示できない</p> 

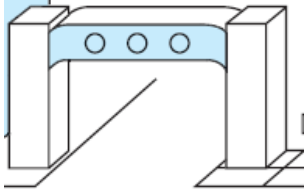
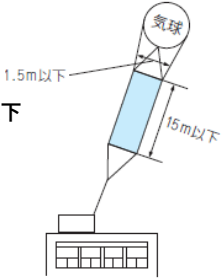
④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制																																								
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区																																								
突出広告物	<p>1.5m以下 1.5m以下 車道 4.7m 以上 歩道 3.0m 以上</p>	設置不可																																								
建植広告物 (案内誘導広告物)	<table border="1"> <tr> <td>表示面積</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一面3.3㎡、合計6.6㎡(表裏で) 集合で表示する場合は、一面10㎡以下(一つの目的地の公告は3.3㎡以下)、合計20㎡以下 </td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>5m以下</td> </tr> <tr> <td>範囲及び個数</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 </td> </tr> <tr> <td>表示内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 </td> </tr> <tr> <td>交差点からの距離等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 施設や場所への誘導を目的としていること 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以上であること </td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td>道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと</td> </tr> </table>	表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 一面3.3㎡、合計6.6㎡(表裏で) 集合で表示する場合は、一面10㎡以下(一つの目的地の公告は3.3㎡以下)、合計20㎡以下 	高さ	5m以下	範囲及び個数	<ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 	交差点からの距離等	<ul style="list-style-type: none"> 施設や場所への誘導を目的としていること 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以上であること 	表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと	現況基準と同じ																												
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 一面3.3㎡、合計6.6㎡(表裏で) 集合で表示する場合は、一面10㎡以下(一つの目的地の公告は3.3㎡以下)、合計20㎡以下 																																									
高さ	5m以下																																									
範囲及び個数	<ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 																																									
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 目的地から直線距離で10km以内 一つの交差点付近に3個以下 																																									
交差点からの距離等	<ul style="list-style-type: none"> 施設や場所への誘導を目的としていること 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が一面の面積の1/2以上であること 																																									
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと																																									
建植広告物 (広告板・広告塔)	<p>○道路沿線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路からの距離</th> <th>高さ</th> <th>一面面積</th> <th>合計面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5m未満</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> </tr> <tr> <td>5m~10m未満</td> <td>5m</td> <td>3.3㎡</td> <td>6.6㎡</td> </tr> <tr> <td>10m~20m未満</td> <td>5m</td> <td>7㎡</td> <td>14㎡</td> </tr> <tr> <td>20m~30m未満</td> <td>5m</td> <td>15㎡</td> <td>30㎡</td> </tr> <tr> <td>30m~40m未満</td> <td>7m</td> <td>20㎡</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td>40m以上</td> <td>10m</td> <td>30㎡</td> <td>60㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>○鉄道沿線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道からの距離</th> <th>高さ</th> <th>一面面積</th> <th>合計面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50m未満</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> <td>設置不可</td> </tr> <tr> <td>50m以上</td> <td>10m</td> <td>30㎡</td> <td>60㎡</td> </tr> </tbody> </table>	道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積	5m未満	設置不可	設置不可	設置不可	5m~10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡	10m~20m未満	5m	7㎡	14㎡	20m~30m未満	5m	15㎡	30㎡	30m~40m未満	7m	20㎡	40㎡	40m以上	10m	30㎡	60㎡	鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積	50m未満	設置不可	設置不可	設置不可	50m以上	10m	30㎡	60㎡	設置不可
道路からの距離	高さ	一面面積	合計面積																																							
5m未満	設置不可	設置不可	設置不可																																							
5m~10m未満	5m	3.3㎡	6.6㎡																																							
10m~20m未満	5m	7㎡	14㎡																																							
20m~30m未満	5m	15㎡	30㎡																																							
30m~40m未満	7m	20㎡	40㎡																																							
40m以上	10m	30㎡	60㎡																																							
鉄道からの距離	高さ	一面面積	合計面積																																							
50m未満	設置不可	設置不可	設置不可																																							
50m以上	10m	30㎡	60㎡																																							

④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制																												
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区																												
電光掲示板等	<p>○建築物及び建築物敷地を利用するもの</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>建植する場合</td> <td>5 m以下</td> </tr> <tr> <td>建植以外</td> <td>7 m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表示面積</td> <td colspan="2">道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3㎡以下かつ合計6㎡以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〃 5 m以上10m未満の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〃 10m以上の場合 1面12㎡以下かつ合計24㎡以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3㎡以下かつ合計6㎡以下</td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td colspan="2">交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)</td> </tr> </table> <p>○空地に建植するもの</p> <table border="1"> <tr> <td>高さ</td> <td colspan="2">5 m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表示面積</td> <td colspan="2">道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〃 10m以上の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下</td> </tr> <tr> <td>表示方法</td> <td colspan="2">交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。</td> </tr> </table>	高さ	建植する場合	5 m以下	建植以外	7 m以下	表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3㎡以下かつ合計6㎡以下		〃 5 m以上10m未満の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下		〃 10m以上の場合 1面12㎡以下かつ合計24㎡以下		建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3㎡以下かつ合計6㎡以下		表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)		高さ	5 m以下		表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可		〃 10m以上の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下		表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。		<p>設置不可</p>
	高さ		建植する場合	5 m以下																										
建植以外		7 m以下																												
表示面積	道路からの後退距離が5 m未満の場合 1面3㎡以下かつ合計6㎡以下																													
	〃 5 m以上10m未満の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下																													
	〃 10m以上の場合 1面12㎡以下かつ合計24㎡以下																													
	建築物の壁面から突出して設置する場合 上記に関わらず、3㎡以下かつ合計6㎡以下																													
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 (ただし表示面積1㎡以下のものは可)																													
高さ	5 m以下																													
表示面積	道路からの後退距離が10m未満の場合 設置不可																													
	〃 10m以上の場合 1面6㎡以下かつ合計12㎡以下																													
表示方法	交差点から20m以上離れた位置とする。 相互間距離を5 m以上とすること。																													

④一般線に向けて設置する非自家広告物

項目 (広告物の種類等)	景観誘導地域を指定しない場合の規制	西毛広域幹線道路景観誘導地域の規制
	現況基準	西毛広域幹線道路 安中工区
アーチ広告物	<p>下端高さ 歩道上：3m以上 車道上：4.7m以上</p> 	設置不可
アドバルーン 短期広告物 (許可期間2か月以内)	<p>広告物長さ：15m以下 幅：1.5m以下</p> 	設置不可

※その他の広告物は、従前の基準に従う。